

<目的>

官民連携事業における「株式・債権(以下、SPCの株式という)の保有分離」の実現可能性等の検討

・既存のサービス購入型官民連携事業のSPCの株式については、事業終了まで当初事業者が長期に保有する前提(管理者側の募集要項・契約の条件)となっていることが多く、経営資源である人材・ノウハウ、資金の滞留が存在する。官民連携事業全体における人材・ノウハウの有効活用を図るため、SPCの株式の保有分離を検討する。

<結果>

諸外国の現状整理とわが国における多様な経営形態実現に向けた可能性の検証

【わが国における適用可能性】 諸外国(仏、英、豪)においては、法制度面、事業契約等においてSPCが保有する株式・債権の譲渡が認められる条件となっていること、プレーヤーとして、インフラファンド等の金融投資家が存在していること(パッケージャー※1)、わが国においても、SPCの株式の譲渡等に係る法制度面での問題はなく、事業契約、基本協定に基づく譲渡等が行われうることを確認した。

わが国における多様な経営形態実現による適用効果と対応方策

- 【適用効果】
- 滞留している事業者の資源(人材・ノウハウ、資金)の効率的な活用
 - 多様な経営形態(「所有」「経営」「執行」)組成による得意事業への特化を通じた効率性の向上
 - 新たな投資家の参入による事業の拡大・普及と2次取引市場の創造
(⇒ 将来的には、地域における地元事業者の参画、地元関係者の事業理解の促進効果を期待)

【用語解説】

- ※1 パッケージャーは、官との協議を主導し、資金調達アレンジ、コンソーシアムの組成(所有、経営、執行)、提案までのトータルマネジメントを実施
- ※2 サブコントラクターは、SPCから施設の整備または運営・維持管理にかかる業務を請け負う
- ※3 機関投資家は、施設の完工後の安定稼働期において、長期安定的な資金の出し手として、SPCの株式等を取得の上、事業の「所有」の役割のみを担う
- ※4 O&M事業者は、SPCのサブコントラクターとして、施設の運営・維持管理を行う
- ※5 EPC事業者は、SPCのサブコントラクターとして、施設の整備等を行う

【具体的方策】

○ 株式等の譲渡に係る対応方策

⇒わが国の関連法制度においてSPC株式の譲渡等に関する制度上の制限はないことの周知。

○ 事業段階に合わせた経営形態の変化

⇒管理者は、サービス購入型事業では、建設完工後の「所有」分離を容認。
また、需要変動リスクがある混合型・独立採算型事業では、施設の安定稼働が確保された段階で、「所有」分離を容認。

○ PPP/PFIプレーヤーの参画促進

⇒PPP/PFI事業の全体を取り纏めるパッケージャー、機関投資家※3、多様なO&M事業者※4、EPC事業者※5の役割分担の明確化と参画促進。

<図表 所有と経営のパターン及び各国におけるスキームの整理>

	PPP/PFI事業化当初		PPP/PFI安定稼働期	
	パターンA	パターンB	パターンC	パターンD
	所有と経営と執行が同一	所有と経営が一体	執行が経営を兼ねる	経営が独立する
パターン				
概要	・SPCのサブコントラクターとなる主体がSPCに対して出資を行うとともに、PPP/PFI事業に係る経営判断を行う	・SPCに出資を行う主体がPPP/PFI事業に係る経営判断等を行い、EPC事業者やO&M事業者のサブコントラクターの監視等を行う	・SPCに出資を行う主体は、ピュアな金融投資家として位置づけられ、サブコントラクターが主体的にPPP/PFI事業に係る経営及び執行を行う	・SPCが実態のある会社として設立され、サブコントラクターとの契約等を含む各種経営判断を行う ・SPCに出資を行う主体は、ピュアな金融投資家として位置づけられる
プレーヤー	・所有：EPC事業者 or O&M事業者 ・経営：EPC事業者 or O&M事業者 ・執行：EPC事業者 & O&M事業者	・所有：パッケージャー ・経営：パッケージャー ・執行：EPC事業者 & O&M事業者	・所有：機関投資家等 ・経営：O&M事業者 ・執行：O&M事業者	・所有：機関投資家等 ・経営：SPC自体 ・執行：O&M事業者等
特徴	・わが国におけるサービス購入型PFIの典型的な経営形態 ・発注者側からみて、全てのプレーヤーが同一であるので、シンプルな事業となる	・インフラファンド等が参画するPPP/PFIの初期的経営形態 ・アクティブな投資家がEPC事業者やO&M事業者をモニタリングするため、効率的な事業の遂行が見込まれる	・安定化稼働期におけるPPP/PFIの形態 ・機関投資家等は安定的な投資リターンを見込める ・発注者はO&M事業者をモニタリングすることにより、事業状況を把握することが可能	・安定稼働期におけるPPP/PFIの形態 ・民営化案件の形態 ・SPC自体が経営判断を行うことのできる人員、アセット等を保有するため、安定的な投資対象、契約主体となることが可能
仏	○	○	○	○
英		○	○	
豪		○		○
日	○			

※ ○は各国で主に採用されている事例